



なくそう！望まない受動喫煙 喫煙はマナーからルールへ

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。受動喫煙防止の取り組みは、マナーからルールへと変わります。

受動喫煙とは？

自分がたばこに火をつけて吸う煙(主流煙)ではなくても、他人の吸っているたばこの煙(副流煙)を吸ってしまうことを「受動喫煙」といいます。

副流煙には主流煙と同じく体に有害な成分が含まれ、受動喫煙により、喫煙者と同様のリスクが生じます。受動喫煙にさらされると、がんや脳卒中、呼吸器疾患などさまざまな病気のリスクが高まります。



妊婦が受動喫煙(喫煙)した場合、低出生体重児や早産などのリスクが高まります。

行政機関などは先駆けて7月から敷地内禁煙に！

改正後の法律では、学校・病院・児童福祉施設・市役所などの行政機関は令和元年7月1日から敷地内禁煙。民間の事業所や飲食店などは令和2年4月1日から原則屋内禁煙となります。

法律の改正を受け、市ではすでに敷地内禁煙となっている学校・認定こども園に加え、7月1日から、児童館・市役所本庁舎・各支所・保健センターなどが敷地内禁煙となります。該当する施設は、施設ごとにお知らせ等を掲示します。なお、公民館や体育館、美術館などの公共施設の取り扱いは令和2年4月からとなりますので、改めてお知らせします。

問 健康推進課健康支援担当

TEL 0713 81 0703 FAX 81 0703

【現状】



- 受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、
・非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう。
・喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

【法施行後】

令和元年7月1日施行

学校・病院・児童福祉施設等

○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

令和2年4月1日施行

【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

○屋内禁煙



○喫煙専用室設置(※)



○加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



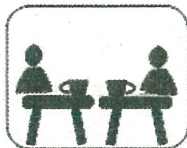
掲示義務

掲示義務

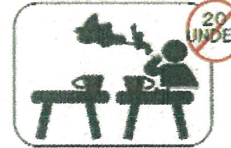
室外への煙の流出防止措置

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】

○屋内禁煙



○喫煙可能(※)



掲示義務

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能。

※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

【厚生労働省 HP より】

屋外や家庭等

○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮